

熊本県公報

号外 第 17 号の 2
平成 19 年 4 月 1 日 (日)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (障害者支援総室) 1

規 則

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 37 号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
熊本県児童福祉法施行細則 (昭和 43 年熊本県規則第 34 号) の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項第 10 号中「吏員」を「職員」に改める。
別表第 1 備考 3 中「結核予防法 (昭和 26 年法律第 9 号)」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)」に改める。
別記第 15 号様式の 3 中

申 請 す る 減 免 の 種 類	
1 負担上限月額に関する認定	<input type="checkbox"/> 次の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつけてください。いずれにも当てはまらない場合は空欄としてください。) (1) 生活保護受給世帯 (2) 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が 80 万円以下のもの。 (3) 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2 以外のもの。
2 個別減免及び医療型個別減免に関する認定	〈施設を利用する方が 20 歳以上の場合〉 <input type="checkbox"/> 次のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。 (1) 施設入所者 (注) であること。(年令 才) (2) 市町村民税非課税世帯の者 (3) 一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が 350 万円以下であること。 イ 不動産を所有していない。(親族等が現に居住する不動産を除く。)
	〈施設を利用する方が 20 歳未満の場合〉 <input type="checkbox"/> 次にあてはまるため、個別減免を申請します。 医療型施設入所者 (注) であること。(年令 才)
3 特定入所障害児食費等給付費に関する認定 (医療型施設は除く。)	〈施設を利用する方が 20 歳以上の場合〉 <input type="checkbox"/> 次のいずれにもあてはまるため、特定入所者食費等給付費を申請します。 (1) 施設入所者 (注) であること。(年令 才) (2) 市町村民税非課税世帯の者
	〈施設を利用する方が 20 歳未満の場合〉 <input type="checkbox"/> 次にあてはまるため、特定入所者食費等給付費を申請します。 施設入所者 (注) であること。(年令 才)

4 生活保護への移行 予防措置（定率負担 減免措置、特例補足 給付）に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付）を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。
---	---

」を

申 請 す る 減 免 の 種 類	
1 負担上限月額に関 する認定	<input type="checkbox"/> 次の区分の適用を申請します。 （あてはまるものに○をつけてください。いずれにも当てはまらない場合は空欄としてください。） (1) 生活保護受給世帯 (2) 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が 80 万円以下のもの。 (3) 市町村民税非課税世帯に属する者であって、(2) 以外のもの。
2 障害児施設等軽減 に関する認定	<input type="checkbox"/> 次のいずれにもあてはまるため、障害児施設等軽減を申請します。 (1) 通所施設利用者又は 20 歳未満の施設入所者であること。（年令 才） (2) 市町村民税非課税世帯又は市町村民税課税世帯のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が 10 万円未満の世帯に属すること。 (3) 申請者（障害児の保護者又は障害者）及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が次の額以下であること。 申請者の属する世帯が単身世帯であるもの……………500 万円 申請者の属する世帯が 2 名以上の世帯であるもの ……………1,000 万円 イ 不動産を所有していない。（親族等が現に居住する不動産を除く。）
3 個別減免及び医療 型個別減免に関する 認定	〈施設を利用する方が 20 歳以上の場合〉 <input type="checkbox"/> 次のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。 (1) 施設入所者（注）であること（年令 才） (2) 市町村民税非課税世帯の者 (3) 一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が 500 万円以下であること。 イ 不動産を所有していない。（親族等が現に居住する不動産を除く。）
	〈施設を利用する方が 20 歳未満の場合〉 <input type="checkbox"/> 次にあてはまるため、個別減免を申請します。 医療型施設入所者（注）であること。（年令 才）
4 特定入所障害児食 費等給付費に関する 認定（医療型施設は 除く。）	〈施設を利用する方が 20 歳以上の場合〉 <input type="checkbox"/> 次のいずれにもあてはまるため、特定入所者食費等給付費を申請します。 (1) 施設入所者（注）であること。（年令 才） (2) 市町村民税非課税世帯の者
	〈施設を利用する方が 20 歳未満の場合〉 <input type="checkbox"/> 次にあてはまるため、特定入所者食費等給付費を申請します。 施設入所者（注）であること。（年令 才）
5 生活保護への移行 予防措置（定率負担	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付）を申請します。

減免措置、特例補足 給付) に関する認定	※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。
-------------------------	-------------------------------

「〒 」を「〒 -」に、「電話番号 」を「電話番号 - 」に、
 」に改める。
 別記第 15 号様式の 5 中

「

社会福祉法人等による軽減措置の適用	
軽減適用期間	年 月 日から 年 月 日まで

」を

「

食事提供加算対象者	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで

」に改める。

別記第 32 号様式（裏）中「吏員」を「職員」に改める。
 附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の熊本県児童福祉法施行細則の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の熊本県児童福祉法施行細則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

